日本国際経済学会第70 回全国大会(ポスターセッション)

EU広域経済圏の形成と金融FDI

－モロッコの銀行セクターを中心に－

九州大学　高﨑　春華

目次

[はじめに 1](#_Toc302617235)

[Ⅰ EU地中海政策の展開と広域経済圏の形成 2](#_Toc302617236)

[Ⅱ．モロッコにおける金融法制のＥＵへの接近 4](#_Toc302617237)

[1. モロッコの経済発展戦略と優先的地位(Advanced Status)の獲得 4](#_Toc302617238)

[2. 2006年のモロッコ銀行法改正 5](#_Toc302617239)

[3. EU銀行法への接近 5](#_Toc302617240)

[(1) 銀行法 6](#_Toc302617241)

[(2) 預金保険に関連する法令 6](#_Toc302617242)

[Ⅲ．金融FDIとモロッコ銀行市場 6](#_Toc302617243)

[1. モロッコへのFDI流入の特徴 6](#_Toc302617244)

[2. モロッコにおける外国銀国の現地通貨建て現地債権の拡大 9](#_Toc302617245)

[3. モロッコの銀行セクターの所有構造の変化 13](#_Toc302617246)

[結びにかえて 17](#_Toc302617247)

# はじめに

EU(欧州連合)の東方拡大以降、地中海地域はEU域内市場の新たなフロンティアとして脚光を浴びつつある[[1]](#footnote-1)。歴史的に見た場合、EUの対地中海関係は、1960年代からのEC/EU地中海政策のもとで発展してきたが、95年に開始された「バルセロナ・プロセス」により新段階を迎えている。これまで、中東欧における「FDI導入指向型経済発展」の一定の成功は、95年からの新段階の地中海政策のもとで国内経済改革を推進する地中海諸国に大きなインパクトをもたらしてきた。2008年以降、FDI流入の一時的な落ち込みが観察できるものの、世界金融経済危機の影響が比較的軽微であった一部地中海諸国、とりわけモロッコでは、EU地中海政策に呼応した国内経済改革とEUへの制度的接近が引き続き追求されている。当該エリアでは、自動車産業を中心にEU系企業からのFDI流入が急増し、「欧州生産ネットワーク」の南方への伸展が開始されている。

　2000年代、中東欧地域は、EU先進諸国所在の多国籍銀行による金融部門への直接投資(金融FDI)を通じて、EU系多国籍銀行のネットワークに包摂され、現地の銀行市場の構造に顕著な変化が生じた。2000年以降は中東欧諸国と同様に、地中海エリアにおいても、金融FDIが開始されており、上述の「生産ネットワーク」と並行して形成されつつある「金融ネットワーク」について注目する必要が生じている。本報告では、地中海エリアで進む、こうした「金融ネットワーク」形成の現状について、EU系金融機関の現地展開を精査することで全体像解明の第一歩にしたい。

そのために、第1に、これまでの地中海政策の変遷を概括する。第2に、95年以降の地中海諸国の金融セクターの展開を把握する。とりわけ、「経済・金融パートナーシップ」を掲げる「バルセロナ・プロセス」のもと、EU法制への接近を通じて金融セクターの改革を推進するモロッコの政策動向を整理する。第3に、EU系金融機関による地中海諸国向け金融FDIのうち、モロッコへの展開に注目し、同国の銀行セクターにおける展開について明らかにする。具体的には、外国銀行の参入と現地での業務展開に注目しながら考察を進める。以上により、EU加盟を前提としない一部地中海諸国において新たに形成されつつある、EU系金融機関による「金融ネットワーク」の具体的な展開の分析に向けた足掛かりとしたい。

# Ⅰ EU地中海政策の展開と広域経済圏の形成

　Ⅰでは、これまでのEU地中海政策の展開を概括し、地中海諸国を包摂しながら形成されつつあるEU広域経済圏の現状を整理したい。第1に、地中海政策の転換点となった、95年からの「バルセロナ・プロセス」および「地中海のための連合」を概括する。

EUの対地中海関係は、1960年代からの地中海政策の展開を通じて確立されてきた[[2]](#footnote-2)。従来、EU地中海政策は、EU近隣地域における経済・政治・安全保障上の観点から極めて戦略的な内容となっている。ここでは、欧州委員会などの公式文書の検討を通じて、EU地中海政策の歴史的変遷を3つのフェーズに区分しながら概説する。

地中海政策の原点は、1957年から開始されたEEC－地中海諸国間の連合協定締結である。地中海諸国はそれぞれ、EECとの連合協定締結によって、工業製品についてEEC市場へのフリーアクセスが可能となった(第1フェーズ：1957～72年)。1970年代以降は、「包括的地中海政策」や「新地中海政策」と名称を変更したものの、地中海政策の基本的な性格を特徴づけるのは、EC市場への工業製品および一部農産品のフリーアクセスを可能とする非相互的貿易特恵である。同時に、EIBによる金融・技術支援も開始された。70年代における、こうしたECによる特恵貿易スキームの確立は、貿易面での優遇措置によって工業化を推進し、経済成長を遂げようとする途上国のニーズに一致するものであった(第2フェーズ：1972～89年)。

90年代に入り、EU加盟を前提とする中東欧諸国の市場経済化への支援が開始された。EUは、冷戦終結後の新たな対外政策の対象となる戦略エリアを限定し、積極的な地域協力の推進を目指した。1992年のマーストリヒト条約の調印を終えたEUは、「中東欧諸国と同様に、その歴史的・地理的な結びつきのため、EUの南方に位置する地中海諸国において特別な責任を有している」との立場を明らかにした[[3]](#footnote-3)。とりわけ、1995年からのEU－地中海諸国間における新たな経済的・政治的な地域間連携の取り組みは「バルセロナ・プロセス」と呼ばれる(第3フェーズ：1995～2008年)。この新段階の地中海政策のもと、当該エリアの経済発展戦略として、新たにFDIの導入が指向された。欧州委員会は、「マグレブ諸国経済が再び成長軌道に乗るためには、当該エリアに対する投資の急増が不可欠である。同時に、そうした投資急増のために、投資家が一定の収益を期待できるような、当該エリア経済全体の良好なパフォーマンスが求められる。マグレブ諸国は、外国資本を惹きつけ、国内の投資家が確信を持つことができるような環境を生みださなければならない。そうした環境は、法の整備、経済統合、民間貯蓄のアヴェイラビリティ、各種支援体制などの客観的要因のほか、当該地域の安定性や信認などの主観的要因からなる」と指摘した[[4]](#footnote-4)。

1995年以降の地中海政策のコンセプトは、FDIを通じて当該エリアをEUの「生産ネットワーク」に組み込むことによって、高い成長率の実現を目指す点にあると考えられる。新段階の地中海政策は、新世代連合協定(Association Agreement)と呼ばれる包括的なFTA締結に向けた取り組みと、金融・技術支援スキームから成る。具体的には、FDI流入を念頭においた投資受入国側の環境整備を軸心に据えると共に、当該諸国の「グッドガバナンス」の達成に照準を合わせた各種支援プログラムを履行する。また、EU・地中海自由貿易圏の青写真を提示し、汎欧州・地中海原産地規則の導入を推進している。2011年4月には、EU閣僚理事会が同規則に関する地域条約の署名を承認した[[5]](#footnote-5)。こうした新段階の地中海政策の制度設計には、FTA締結によってEUの周辺諸国を包摂する広域経済圏を形成し、貿易および投資市場の確保を追求しようとするEU側の思惑が反映されている。欧州委員会によれば、95年からの当該諸国とのパートナーシップの核心は、「貿易・投資・協力」の強化を目指す地域間協力の成果を国内経済政策へ還元していくことであると指摘されている。

2004年からは、以上のような当該エリアへの支援は、南コーカサス地域(アルメニア・アゼルバイジャン・グルジア)などと共に欧州近隣諸国政策(ENP)のもとで一元化された。ENPの目的は、EUの基本的価値である「民主主義・人権・法の支配・市場経済」に基づき、近隣諸国との経済協力と政治対話の促進を通じた近隣エリアの平和的安定を確保することである。2008年以降、EUは「バルセロナ・プロセス」を「地中海のための連合」として更生し、両地域間の政治対話の促進と自由貿易圏創設に向けた交渉の継続について地中諸国との合意に達した。

# Ⅱ．モロッコにおける金融法制のＥＵへの接近

## モロッコの経済発展戦略と優先的地位(Advanced Status)の獲得

95年からの「バルセロナ・プロセス」の展開によって、地中海諸国における「FDI導入指向型」経済発展プロセスが開始されている。とりわけ、モロッコではフランス・スペインを中心とする南欧諸国との伝統的な通商関係を拠所に、EU系企業からのFDI誘致に照準を定めた新たな経済発展戦略が展開されている。ここでは、EU側の政策への地中海諸国の対応について、同エリアのフロントランナーとなっているモロッコを中心に検討する。1999年のムハンマドⅥ世国王の即位後、モロッコでは一連の国家プログラムを通じて投資奨励策やフリーゾーン開発が積極的に推進され、同国の輸出競争力の向上と人材育成が追求されている。2006年に策定されたPlan Emergenceにおいては、輸出競争力の強化と雇用吸収力に富み、高い経済成長を見込むことができるリーディングセクターとして、自動車・航空機産業への支援体制の強化が盛り込まれている。モロッコに外国企業が進出する際の行政手続きも簡便になり、物流・労働コストについても他の近隣諸国に比して優位であることから、中東欧諸国から生産を移管するEU系企業は増加傾向にある。EU系企業は、モロッコという新たなフロンティアを開拓し、製造・輸出拠点形成に取り組んでいる[[6]](#footnote-6)。

こうしたモロッコ側の国内経済改革に加え、EUとの制度的な結びつきを一段と強化する取組みが本格化している。2008年10月、モロッコはEUの近隣諸国で初めて、「優先的地位(Advanced Status)」を獲得した[[7]](#footnote-7)。欧州近隣諸国政策(ENP)における行動計画の成果をもとに付与される「優先的地位」は、FTA締結から一段踏み込み、EU域内市場との一層の統合を目指して財・サービス・資本の完全な自由移動と専門職の自由移動を目標に掲げている。さらに、「優先的地位」合意の最大の特徴は、モロッコによるEU法の総体(アキ・コミュノテール)の受容が明らかにされ、同国の国内法をアキへと漸進的に接近させていくことで双方が合意をみた点である。また、経済面での協力に加え、政治対話の強化により、安全保障・人権面での制度の調和をはかる狙いがある。欧州委員会は、2010年12月以降のチュニジア・エジプトの政変に代表される、昨今の南地中海地域の政治情勢を鑑み、EUのパートナー諸国に対し、ENPの行動計画を通じた国内経済改革の促進と「優先的地位」の獲得を推奨している[[8]](#footnote-8)。今後は、「優先的地位」に関連する法改正の進捗状況を必要があるが、EU加盟を前提としない地中海エリアにおいて、こうした流れのフロントランナーとなっているモロッコのプレゼンスは急速に高まっている。

## 2006年のモロッコ銀行法改正

金融グローバル化のもと、金融機関の国際的な活動が拡大するにつれて、バーゼル合意に代表される、国際的に適応可能な規制・ルールの確立が追求されている。国際的に金融インフラの整備が進行するなか、2000年代に入り、南地中海エリアにおいてはモロッコとエジプトが金融セクターの改革を推し進めている。2003年にエジプトは、銀行の自己資本比率をはじめとする健全性関連の基準を強化するなど、銀行監督に関する金融法制の整備を開始した。モロッコでは、1983年からIMFの勧告により市場開放、銀行業務の自由化、中央銀行主導の金融仲介システムの向上を目指した改革が進められた。1993年以降は世銀のイニシアチブにより、金融セクターの改革が遂行され、主に、貸出上限規制(credit ceiling)の撤廃、金利自由化、貸出機関を管理する法的枠組みの徹底調査に加えて、国際基準に適合するプルーデンス監督の整備などが行われた。

同国の銀行業務および監督条件については、モロッコ銀行法第34-3に規定されている[[9]](#footnote-9)。銀行法は、商業銀行とノンバンク部門のファイナンス・カンパニー(Financial Company)をカバーしている。ファイナンス・カンパニーには、消費者ローン・リース業・不動産ローンおよび企業ローン会社が含まれ、同様に決済システム管理会社や保証会社にも適用される。2006年には、同法の適法範囲がその他の事業体にも拡大された。政府系金融機関であるCaisse de Dépôt et de Gestion(CDG)やCaisse Cebtrale de Grantie (CGF)、モロッコ郵政公社の子会社として展開するBarid Al-Maghrib銀行、オフショア銀行やマイクロクレジットも含まれるようになった。銀行法規は、バーゼル委員会の基準(バーゼルⅡ)と合致したものであり、主として効果的な銀行監督体制を維持するための25項目の基本指針から構成され、銀行監督に関する中央銀行の独立性が規定されている。

## EU銀行法への接近

　中央銀行は、そのコンプライアンスおよびコントロール機能を効果的に遂行できるように、独立機関である銀行監督委員会(Credit Institutions Committee)を立ち上げ、経済財務省および銀行協会とも協力しながら銀行監督体制を維持している。モロッコの銀行法には、銀行の設立に関する法制、銀行のモニタリングに関連する規定がある。2008年は世界経済金融危機を受け、マクロ・ミクロ双方でのプルーデンシャル政策およびリスク管理に関連する法規が強化された。健全性監督は、2006年に制定された法規をアップグレードしたものである。

### 銀行法

　第1に、銀行の設立のための諸条件(含む最低資本金)が定められた。モロッコにおける銀行のライセンスの取得については、主として銀行法第27条で規定されている[[10]](#footnote-10)。新たに銀行を開設する場合は、同法規を遵守することが義務づけられる。

　第2に、銀行の大口融資規制や実効的出資に関する法令が定められた。モロッコ国内法では、当該基準に関連する条件の履行は、中央銀行Circular No.20/G/2006に規定される。

第3に、バーゼルⅡ基準に準拠し、信用リスク・市場リスク。オペレーショナルリスクの全てをカバーするのに十分な資本を確保することが義務付けられた。

　以上のモロッコの新しい銀行法制は、EU銀行指令および自己資本要件指令に平仄を合わせたものとなっている点に注目する必要がある[[11]](#footnote-11)。

### 預金保険に関連する法令

1996年に預金保険基金(deposit insurance fund)としてFonds Collectif de Garantie des Dépôtsが設立された。この基金は、法人ではなく、中央銀行が運営する。規定によれば、銀行が支払う拠出金は預金の0.25%を超えてはならない。さらに、拠出率(contribution rate)は2006年時点で0.20%に設定されている。この預金保険システムは主として、金融機関の顧客補償(compensating depositors)を目的としている。最大保証額は、2008年現在、ファンドにおける限度額の範囲内において、顧客一人につき8万DHである。以上は、EUの預金保険指令に整合的なものとなっている[[12]](#footnote-12)。なお、条文の詳細および条文項目の比較検討作業は今後の課題としたい。

# Ⅲ．金融FDIとモロッコ銀行市場

## モロッコへのFDI流入の特徴

EU地中海政策を起点とする一連のプロセスによって、モロッコは「汎欧州生産ネットワーク」に包摂され、飛躍のきっかけを掴んだ。モロッコの実質GDP成長率(平均)は、1995～99年で2.3％であり、2000年以降は5%弱の成長率を維持している。2000年代、経済自由化、各種インフラ整備や海外投資の誘致策の成果により、成長軌道に乗り、財政状況や貿易収支も改善している。世界経済金融危機により、同国のFDIは減少するなどの影響があったものの、2008年の実質GDP成長率は5.6%を記録した。2009年においても主な貿易相手国であるEU各国の景気後退がモロッコの実態経済にも影響を与え、FDI・貿易高・海外送金・観光収入の減少がみられたが、農業部門の好調や公共事業による内需拡大により、4.9％の成長を遂げた。

ここでは、国別・産業部門別FDI流入先を整理する。「バルセロナ・プロセス」の初期の段階では、モロッコに対するFDI流入は比較的緩やかな伸びで推移してきたが、99年を境に急伸している。同国へのFDIの投資国構成をみてみると、旧宗主国であるフランス、スペインからの投資が圧倒的なシェアを誇っている[[13]](#footnote-13)。フランスからのFDIは極めて高い比率を示しており、モロッコにとって貿易・投資面において最も重要な経済パートナーとなっている。他方、中東欧諸国における製造業部門・金融部門での発展に大きな役割を果たしている、ドイツやオーストリアからの投資は極めて少ない[[14]](#footnote-14)。加えて、産業部門別の対内FDIフローを見てみると、2000年代以降、製造業部門でのFDIの増大が観察できるが、併せて2004年以降は銀行・保険部門でのFDIが拡大基調にあることが分かる(図表1)。2006年からのPlan Emergenceの展開やルノー・日産による現地生産拡大計画の発表が呼び水となり、製造業部門向けのFDI、とりわけ、自動車・航空機部品産業に占めるFDIの比率が上昇した[[15]](#footnote-15)。モロッコでは、こうしたリーディングセクターにおける企業向けの資金調達に関する銀行部門の迅速な対応が求められている。モロッコの政府系金融機関(Caisse de Dépôt et de Gestion；CDG)などは、製造業部門のプロジェクトへの資本参加を行っている。

金融部門のFDIでは、伝統的にフランス・スペインの金融機関からの比率が高い(図表1)。前国王のハッサンⅡ世の在位中であった1994年以降、経済改革の一環として民営化を積極的に推進してきた。国営企業のテレコム・タバコ・砂糖会社などに加えて、国有銀行も対象となった。例えば、1995年に、政府保有のBMCE銀行(Banque Marocaine du Commerce Extérieur：モロッコ貿易銀行)株式50.4%を売却した[[16]](#footnote-16)。1997年には、BMCEの国有株は全て民間セクターに売却され、Morgan Grenfell and Co, (英)、Morgan Stanley(米)、現地のRoyal Marocaine d’Assuranceなどが株式を取得した[[17]](#footnote-17)。

図表1　モロッコへの対内FDIフロー　産業別シェアの推移



出所：92～98年のデータは、Haut Commissariat au Plan, *Annuaire statistique du Maroc 1997, 2000, Royaume du Maroc*, diverses éditionsをもとに筆者作成。99～09年のデータは、Royaume du Maroc Office des Changes, *Balance des Paiements 1999-2009*, diverses éditionsをもとに筆者作成。※92～98年のデータに限り証券投資を含む。1ユーロ=11.3モロッコディルハム(2011年8月現在)。

同国における主な金融関連産業向けのFDIを整理してみると、主にフランス・スペインの金融機関からの投資の比率が高いことが観察される(図表2)。1993年には、植民地時代からの歴史的な関係を引き継ぎ、同国で初めて外資銀行として、Banco Exterior de España(西)の支店開設が認可された。モロッコの商業銀行は、外国の金融機関による多数株保有を許可されており、2000年代に入って同国の金融セクターにおける外資系銀行の役割は徐々に高まってきている。2004年以降は、石油価格の上昇などを背景に中東諸国からの投資が上昇傾向にあったが、ANIMAによれば、世界金融危機を背景に2009年以降は投資控えの動きもみられるという[[18]](#footnote-18)。

図表2　モロッコの銀行・保険セクターへの主な直接投資



出所：ANIMA, Foreign Direct Investment into MED, various issuesおよび金融機関各行の広報資料・HPより筆者作成。

## モロッコにおける外国銀国の現地通貨建て現地債権の拡大

現代の世界経済においては、金融業のグローバル展開が大きく進展し、成長著しい新興国および発展途上諸国の銀行市場をも巻き込みながら国際銀行業務が変貌を遂げている。とりわけ、「銀行業」として相手国銀行市場に「金融FDI」の形態により参入し、現地で獲得した支店網をベースとした対顧客業務を営む「多国籍リテール銀行業」が本格化している[[19]](#footnote-19)。これは、戦後の金融業の国際化のパターンと様相を異にするものである。従来は、国際中心地での「多国籍ホールセール銀行業」の展開や、国内企業の進出先で自国の企業向けのサービスを行う「多国籍サービス銀行業」が主流であった[[20]](#footnote-20)。2000年代以降、新興国・発展途上諸国の銀行市場を舞台に急増する「金融FDI」を通じた外資系銀行の現地でのネットワーク構築は、金融業の国際展開の新たなトレンドであるといえる。

先行研究では、中東欧・バルト海諸国、ラテンアメリカ諸国において、同様のトレンドが出現していることが明らかになっている[[21]](#footnote-21)。バニンコバ(2009)は、2000年代、中東欧・バルト3国において、製造業部門向けのFDIに加えて、金融部門向けのFDIも急増し、全面的な外資依存のもと「外資主導型銀行制度」が急展開したことを明らかにしている。これら諸国は、EU加盟に至る段階でEU金融法制(アキ・コミュノテール)を一貫して受け入れた結果、EU単一銀行免許を利用したドイツ・オーストリア・北欧諸国の銀行が「金融FDI」の東方シフトを加速させた。こうしたEUの銀行は、本国でのサービスと同質の金融サービスを進出先でも展開し、現地で業務を完結する。かくして、外資主導下で同エリアの金融サービス業は著しい変貌を遂げた。これは、当該エリアがEU金融サービス域内市場に取り込まれると同時に、EUの金融規制監督制度の下に置かれたことを意味している。

従って、2000年以降の途上国の銀行セクターを分析する際には、諸外国からの金融部門向けの直接投資について考察する必要がある。投資受入国側であるモロッコの銀行市場の所有構造にいかなる変化が生じてきているのか、その実態を明らかにしたい。

ここでは、外国金融機関のモロッコにおける金融FDIの特徴を捕捉するため、国際決済銀行(Bank for International Settlements；BIS)の国際与信統計(International Banking Statistics)を用いる[[22]](#footnote-22)。BISの国際与信統計では、銀行の対外債権を、①国際債権(International claims)、②外国銀行の支店・現地法人による現地通貨建て現地債権(Local claims of foreign affiliates in local currency)、③対外債権(Foreign claims)の3種類に分けている。このうち、①の国際債権は、「クロスボーダー債権(Cross-border claims)」と「外貨建て現地債権(Local claims of foreign affiliates in foreign currency)」を合計したものである。これに、②外国銀行子会社の現地通貨建て現地債権を加えた数字が、③対外債権として表される[[23]](#footnote-23)。すなわち、③対外債権と①国際債権との相違点は、多国籍金融機関が進出先でもつ現地通貨建て債権を算入するかどうかである[[24]](#footnote-24)。本稿では、③対外債権(=①国際債権＋②現地通貨建て現地債権)に占める、②現地通貨建て現地債権の比率(=②／(①＋②))をGlobal Bankingの指標として用いることによって、金融FDIを通じた銀行業の現地化を示す基本指標として表すことにしたい。川本・小山(2006)によれば、Global Bankingは進出した多国籍銀行による現地での預金をベースにした貸付形態をとる。BIS統計では従来、クロスボーダー貸付が国際金融業務の中心であったため、①国際債権は国際金融取引において高い比率を占めていたが、外資銀行による現地リテール業務の進展により外国銀行が所有する②現地通貨建て現地債権が①国際債権と比べて相対的に増加するという結果が現れている[[25]](#footnote-25)。外国銀行の進出先(投資国)の現地通貨建て現地債権の著増を確認することができれば、多国籍銀行業務の現地化の進展を捉えることができる。

図表3　マグレブ諸国・エジプトの国際債権と現地通貨建て現地債権の推移

単位：百万ドル



　出所：BIS, *Quarterly Review Statistical Annex 9A*, various issuesより筆者作成。

図表3は、南地中海地域におけるGlobal Bankingの指標を示したものである。2000年代、すべての国でGlobal Banking比率の上昇を見て取れる(図表4)。とりわけ、モロッコにおいて当該比率の増加が著しく、2005年に0.6を超え、2010年には0.73に達している。また、同国の現地通貨建て現地債権は98年から2010年にかけてコンスタントに上昇を続けており、統計上では既にグローバル・バンキングの形態をとっていることが分かる。他方、エジプトでは国際銀行業の活動形態が依然としてInternational Bankingとなっている。現地通貨建て現地債権が大きく増加しているにもかかわらず、その比率は2010年時点で最大0.5である。また、チュニジアの場合、商業銀行は20行、オフショア投資銀行は18行、外国銀行は9行あるが、国有のSosiété Tunisie de BanqueとBanque de l’Habitatの2行が金融セクターを独占している。外国銀行の現地展開が未だ進展しておらず、他の南地中海諸国に比べて金融セクターの改革で遅れをとっている[[26]](#footnote-26)。国際債権や現地通貨建て現地債権は緩やかに上昇しつつあるものの、2000年代に入ってからも0.2から0.5の間で推移していることが分かる。

図表4　国際債権に対する外国銀行の現地通貨建て現地債権の推移



出所：BIS, *Quarterly Review Statistical Annex 9A*, various issuesより筆者作成。

※対外債権全体に占める現地通貨建て現地債権の比率

図表5 モロッコの商業銀行に占める現地通貨建て現地債権の比率

単位：百万ドル



出所：Bank Al-Magrib, *Rapport Annuel*, plusieurs annéesおよびBIS, *Quarterly Review Statistical Annex 9A*, various issuesより筆者作成。

## モロッコの銀行セクターの所有構造の変化

以上で見たような、いわゆるGlobal Banking比率が高い場合でも、当該国の銀行市場全体において外国銀行の現地通貨建て現地債権が占める割合が低い場合は、外国銀行の参入の影響は相対的に小さい。モロッコでは、国内の商業銀行全体の資産に占める現地通貨建て現地債権の割合は約20%となっており、同国の商業銀行が本格的にGlobal Bnkingの形態をとっているとは言い難い(図表5)。BISの与信統計のガイドラインによれば、外国の子会社における支配権の有無は、当該子会社の50%以上を保有していることが条件となる。モロッコの商業銀行はスペイン・フランスをはじめとするEU系の金融機関が資本参加をしているものの、それぞれの金融機関の持株比率が30%程度と低い場合が多く、国内銀行としてカウントされる。そのため、Global Banking比率の分母が相対的に大きいままとなり、外国銀行のシェアが小さく見えているのである。

こうしたデータ上の限界を踏まえ、以下では、モロッコの銀行市場における金融FDIがどのように進展してきているのか、具体的な事例をもとに概観したい。2010年時点で、モロッコにある84の金融機関の内訳は、銀行が19行(国内資本銀行6行・外国銀行7行を含む)、ファイナンス・カンパニーが36社、オフショア銀行が6行、マイクロクレジットの実施団体が12社、資金移動サービス仲介業が9社である[[27]](#footnote-27)。これに政府系金融機関のCDGとCDFが含まれる。世界経済金融危機にもかかわらず、同国の銀行セクターは、国内および海外でリテール業務を拡大している[[28]](#footnote-28)。地域レベルでは、サブサハラ・アフリカ地域における新たな支店の開設や現地銀行子会社の買収が盛んである。2000年代を通して、モロッコで業務を行う商業銀行のうち、外国銀行(banques à capital majoritairement étranger)は5行であったが、2008年には7行に増え、国内資本銀行(banques à capital majoritairement public)の数を上回った。モロッコ中央銀行によれば、2008年度は新たにスペインの銀行(BancosabadellとCaja Mediterraneo)がライセンスを取得して支店を開設するなど、同国の銀行セクターにおける外国銀行のプレゼンスが高まりつつある[[29]](#footnote-29)。他方で、国有銀行資本を民間の投資家に売却し、民営化を展開した結果、政府による銀行セクターへの影響は縮小している。2004年以降、銀行の支店網が急速に拡大し、2009年のモロッコ全土での支店数は5,000を超えた[[30]](#footnote-30)。

モロッコにおける19行の商業銀行のうち、中核をなしているのは国内の商業銀行である。過去5年間(2007～2011年)の銀行セクターにおける資産規模ランキングを見てみると、Attijariwafa銀行、 Banques Populaireグループ、BMCE銀行が上位3行としてあげられる[[31]](#footnote-31)。これらの銀行の2009年の資産シェアは約66％である[[32]](#footnote-32)。さらに、国公営金融機関の民営化によって現地銀行を買収し、リテール業務を展開している多国籍銀行で、BNP Paribasグループの子会社であるBMCI(Banque Marocaine pour le Commerce et l’Industrie)やSociété Générale、　Crédit du Marocといったフランス系銀行を含む上位5行で、資産全体の81.8%を占めている(図表6)。

さらに、2009年の中央銀行の年次報告によれば、国内銀行の資産シェアは54.3%、支店数のシェアは62.2%、預金残高のシェアは65.1%であるのに対し、外国銀行の資産シェアは20.7%、支店数のシェアは13.7%となっており、現地国内銀行の集中度が高いことが分かる。スペインの銀行で単一の支店を展開しているのは、 BancosabadellとLa Caixa(Caja de Ahorros y Pensiones de Barcelona)であるが、その規模は大きくない。その他、個人の口座開設の取り扱いが出来ないCiti bank Maghreb(Citi bankグループの子会社)や中東のARAB Bank PLCも存在する。

図表6 モロッコ銀行セクター上位3行および5行の資産シェア(%)



出所：Bank Al-Magrib(2009), *Rapport Annuel*より。

図表7：モロッコ銀行セクター上位3行および5行の預金シェア(%)



出所：Bank Al-Magrib(2009), *Rapport Annuel*より。

図表8：モロッコ銀行セクターにおける所有構造別各種シェア(%)



出所：Bank Al-Magrib(2009), *Rapport Annuel*より。

　EU系銀行であるSociété GénéraleおよびBNP Paribas(仏)、Santander(西)はモロッコの金融セクターに参入し、上記のAttijariwafa・BMCE銀行といった現地商業銀行への資本参加によりパートナーとなっている。2000年代前半から、モロッコではEU系銀行からの現地商業銀行への資本参加や買収が本格化した。

1. **Santander（西）によるAttijariwafaへの資本参加**：2004年にSantander銀行はAttijariwafa銀行の株式14.5%を取得し次席株主となった。これにより、2006年以降、Attijariwafa銀行は資産ランキングにおいても軒並み第1位を維持しておりリーディングバンクとなっている[[33]](#footnote-33)。2005年以降、同銀行はチュニジア(Banque du Sud)やセネガルの銀行を買収し、近隣地域での支店網を急速に拡大しつつある。しかし、世界金融危機の影響により、2009年にはモロッコ王室系グループのSNIおよびONAが筆頭株主(約43%の株式を保有)となり、Santanderの取得株式は4.55%となっている。Attijariwafa銀行の年次報告書によれば、2009年度のROAは1.6%、ROEは22.7%を記録している。
2. **Crédit Mutuel (仏)によるBMCE銀行への資本参加**：90年代、民営化直後のBMCE銀行は、アメリカのMorganstanley等が株式を取得したが、2007年にスペインの貯蓄銀行であるCaja de Ahross de la Mediterraneoが5%、翌2008年にはフランスのCrédit Mutuelが15%を取得している。Crédit Mutuelは2009年には19.9%まで株式保有率を引き上げている。
3. **BNP Paribas(仏)によるBMCIの現地展開**：BNP Paribas グループのBMCI銀行は、モロッコでリテール業務を展開するEU系銀行の草分け的存在である。2001年にAmro Bank グループの現地子会社を買収し、事業を拡大した。2008年および2009 年は世界経済危機の影響により業績不振に陥っているが、モロッコ全土で広範囲に支店を展開している。
4. **Credit du Maroc (仏)による現地展開**：1929年に創業されたCredit du Marocは同国でリテール業務にも力を入れている。Credit du Marocは、フランスのCredit Agricoleが株式を77％保有しており、主にモロッコの農業部門への貸付を担っている。また、通常の支店業務に加えてエレクトロニック・バンキングなどのサービスにも力を入れている[[34]](#footnote-34)。

なお、現地商業銀行のうち100%現地資本で運営されているのは、2002年まで国有銀行として業務を展開していいたBank Centrale Populaire(BCP)のみとなっている。

図表9：モロッコの国内銀行ランキング(Tier 1 自己資本による)



出所) The banker, various isuuesおよび各銀行の広報資料をもとに筆者作成。

※2004年にBCMとWafa銀行が合併し、銀行名がAttijariwafaへ変更。

以上のように、現在、モロッコの銀行市場では、金融FDIを通じた外国銀行によるリテール業務が拡大しつつある。とりわけ、フランス系銀行の影響力が高く、既存の現地商業銀行に対して、金融サービスや価格面で競争を開始している。図表9における銀行のランキングを概観してみると、総じて国内銀行はランキングのトップ3に位置付けられ、外国銀行が第4位以降に位置する2層構造になっていることが観察できる。しかし、これまで見てきたように、こうした国内銀行に対し、外国銀行による資本参加が行われるなど一定の支配が進展していることが分かる。

# 結びにかえて

　本稿では、地中海政策を起点とする一連のプロセスが、EU加盟を前提としない地中海諸国において実物面での「生産ネットワーク」形成に加えて、金融面でのいわゆる「金融FDI」を通じた「金融ネットワーク」形成が進展しつつあること考察した。その結果、以下の点が明らかになった。

　第1に、モロッコではEUによる「優先的地位」付与により、同国のEUアキへの接近が大きく進展している点である。とりわけ、2006年および2008年に改正されたモロッコ銀行法がEUの銀行指令および預金保険指令に平仄を合わせたものになっていることを示唆することができた。

　第2に、EU広域経済圏の地中海エリアでの「生産ネットワーク」形成を先導するモロッコでは、2004年以降、フランス・スペインをはじめとする南欧諸国からの金融面でのFDI流入が増勢基調にある点である。

　第3に、モロッコ銀行市場への外国銀行の参入が高まりつつある点である。国内の大手銀行に対し、外国銀行、とりわけEU系の銀行が資本参加を積極的に行っていることを具体的に示すことができた。

　今後は、EUとモロッコ双方の金融法制の整合性について詳細に検討する必要がある。また、金融ネットワークの形成については、EUとモロッコ以外のマグレブ諸国における金融FDIの動向を個別に精査する必要があると考える。

参考文献

伊鹿倉正司(2002)、「近年のラテンアメリカ銀行市場における多国籍銀行の展開－アルゼンチンの事例を中心として－」、九州大学大学院経済学会『経済論究』第114号、11月、1～23頁。

伊鹿倉正司(2004)、「途上国金融市場における外国金融機関の役割－金融システム安定化の観点から－」、九州大学大学院経済学会『経済論究』第118号、3月、23-49頁。

川本明人(1995)、『多国籍銀行論－銀行のグローバル・ネットワーク』ミネルヴァ書房。

川本明人・小山高史(2006)、「金融業の国際的展開と金融規制」、田中素香・岩田健治編著『現代国際金融』有斐閣。

斎藤 純(2008)、「MENA諸国の金融システム研究に関するサーベイ」『現代の中東』、第44号、1月。

ジェトロ・ブリュッセルセンター (2008)、「EU地中海諸国関係の活性化」『ユーロトレンド』、11月。

高﨑春華(2009)、「EUの地中海政策とマグレブ諸国（上）」、九州大学大学院経済学会『経済論究』、第135号、11月、47-67頁。

高﨑春華(2010)、「EUの地中海政策とマグレブ諸国（下）」、九州大学大学院経済学会『経済論究』、第136号、3月、117-133頁。

高﨑春華(2011)、「EU地中海政策と欧州生産ネットワークの南への拡大－モロッコの事例を中心に－」、日本EU学会『日本EU学会年報』、第31号(2011年)、4月、241-264頁。

田中素香(2007)、『拡大するユーロ経済圏－その強さとひずみを検証する－』日本経済新聞社出版。

田中素香・岩田健治編(2008)、『現代国際金融』有斐閣。

田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治 (2006)、『新版　現代ヨーロッパ経済』、有斐閣アルマ。

バニンコバ・エバ(2009)、「世界経済危機に至るバルト3国の信用拡大」、九州大学大学院経済学会『経済論究』第134号、97-112頁。

ワッタナワリン・スカンヤ(2010)、「アジア通貨危機後のタイ銀行セクターの新展開」、九州大学経済学会『経済学研究』第77巻、第4号、12月、79～108頁。

Bank Al-Magrib (2008), *On the control, activity and results of credit institutions*, Banking Supervision Annual Report.

Bicchi, F. (2007), *European Foreign Policy Making Toward The Mediterranean*,Palgrave Macmillan.

Dawson, C. (2009), *EU Integration with North Africa Trade -Negotiations and　Democracy deficits in Morocco-*, Tauris Academic Studies.

Dean, L. eds. (2008), *The Middle East and North Africa 2009 55th edition*, Routledge.

European Commission (1992), *The Future of Relations between the Community and the Maghreb*, SEC (92)401 final.

European Commission (2008), *Barcelona Process: Union for the Meidterranean*, COM(2008)319 final.

European Commission (2011a), *A new response to a changing Neighbourhood*, COM(2011)303 final.

European Commission (2011b), *A Partnership for Democracy and Shered Prosperity with the Southern Mediterranean*, COM(2011)200 final.

European Commission Directorate-General for Economic and Financial Affairs (2009), *The Impact of the Global Crisis on Neighbouring Countries of the EU*, Occasional Papers No.48.

European Council (2009), *Eighth Meeting of the EU-Morocco Association Council (Brussels, 7 December 2009)*, 17233/09 (Presse 372).

European Neighbourhood and Partnership Instrument , *Strategy Paper (2007-2013)*, various issues.

Hufbauer, C. G. and Brunel, C. eds. (2008), *Maghreb Regional and Global Integration: A Dream to Be Fulfilled*, Peterson Institute for International Economics.

IE Med. (2010), *Med.2010 Mediterranean YearBook*, IE Med.

IMF(2011), Morocco Statement of the 2011 ArticleⅣConsultation.

Jaidi, L. (2009), “The Morocco/ EU Advanced Status: What Value Does it Add to the European Neighbourhood Policy?”, *Med.2009 Mediterranean Yearbook*, pp.149-154, IE.Med.

Jaidi, L. and Martin,L (2010), *Comment faire advancer le Statut Avancé UE-Maroc?*, DOCUMENTS IE Med.

定期刊行物

ANIMA, *Foreign Direct Invest in the Med Countries* ,various years.

Attijariwafa, *Rapport Annuel*, plusieurs années.

Bank Al-Magrib, *Rapport Annuel*, plusieurs années.

Bank Al-Magrib, *Sur le Controle, l’Activite et les Resultats des Etablissments de Credit*, diverses editions.

BMCE (Banque Marocaine du Commerce Extérieur), *Rapport Annuel*, plusieurs années.

BMCI (Banque Marocaine pour le Commerce et l’Industrie), *Rapport Annuel*, plusieurs années.

BIS (Bank for International Settlements), *Quarterly Review*, various issues.

Eurostat, *Statistics in focus* ,various issues.

Eyre and Spottiswoode, *The Banker*, various issues.

Groupe Banque Populaire, *Rapport Annuel*, plusieurs années.

Haut Commissariat au Plan, *Annuaire statistique du Maroc*, plusieurs années.

IMF, *IMF Country Report* ,various years.

Société Générale Marocaine de Banques, *Rapport Annuel*, plusieurs années.

UNCTAD, *World Investment Report* ,various years.

URL

欧州委員会：http://ec.europa.eu/index\_en.htm

欧州委員会経済・金融総局：http://ec.europa.eu/economy\_finance/international/index\_en.htm

欧州委員会対外総局：http://ec.europa.eu/external\_relations/euromed/index\_en.htm

欧州委員会統計局(Eurostat)：http://epp.eurostat.ec.europa.eu/

欧州援助協力局 (EuropeAid)：http://ec.europa.eu/europeaid/index\_en.htm

欧州投資銀行(EIB)：http://www.eib.org/projects/regions/med/

国連開発プログラム(UNDP)：http://www.undp.org/

在モロッコ日本大使館：http://www.ma.emb-japan.go.jp/index\_j.htm

JETRO, ユーロトレンド：www.jetro.be/jp/business/eurotrend

世界銀行：World Development Indicators

地中海諸国：各国中央銀行HP

マグレブ銀行連盟(Union des Banques Maghrébines)：http://www.ubm.org.tn/

モロッコ王国中央銀行(Bank Al-Maghreb)： http://www.bkam.ma/

モロッコ王国経済・財務省為替局(Office des Changes)：http://www.oc.gov.ma

モロッコ王国高等計画委員会統計局(Haut-Commissariat au Plan)：http://www.hcp.ma/

モロッコ王国タンジェ経済特区(Tanger TFZ)：http://www.tangerfreezone.com

ANIMA：http://www.animaweb.org/en/index.php

TMSA (Tanger Mediterranean special Agency, Kingdom of Morocco)：http://www.tmsa.ma

UNCTAD FDI Statistics：http://stats.unctad.org

1. EUにとって、地中海諸国(Mediterranean Partner Countries)とは地中海の南・東沿岸に位置するEU非加盟国を維持し、マグレブ諸国(モロッコ・チュニジア・アルジェリア)・マシュレク諸国(エジプト・ヨルダン・シリア)、レバノン・パレスチナ自治区・トルコをカバーしている。2008年からリビアはオブザーバー参加しているものの、未だ正式なパートナーではない。しかし、EUにとって、当該エリアからのエネルギー供給面（天然ガス・石油）で欠くことのできない存在である。2010年12月末からのチュニジアの政変を発端に、南地中海諸国は民主化に向けた変革の渦中にあり、今後の対リビア外交が注目される。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 地中海政策の展開の詳細については、高﨑(2009)および(2010)を参照されたい。 [↑](#footnote-ref-2)
3. European Commission (1992), p4より。 [↑](#footnote-ref-3)
4. European Commission (1992),pp.7-8より。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 同条約には、EFTA諸国やEU加盟を目指す西バルカン諸国も参加する予定である。 [↑](#footnote-ref-5)
6. モロッコの自動車産業におけるEU系企業の現地展開や「生産ネットワーク」形成も分析については、高﨑(2011)を参照されたい。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 2010年にはヨルダンが優先的地位を付与されている。 [↑](#footnote-ref-7)
8. European Commission, COM(2011a),(2011b)より。 [↑](#footnote-ref-8)
9. Bank Al-Maghrib, Rapport annuel 2008より。 [↑](#footnote-ref-9)
10. Bank Al-Maghrib, Rapport annuel 2008, pp.11-15より。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 以上の2つの指令については、指令2006/48/EC (OJ No L 177)を2004/49/EC (OJ No L 177)。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 指令1994/19/EC (OJ No L 135)。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 高﨑(2011)、246～249頁。 [↑](#footnote-ref-13)
14. バニンコバ(2009)によれば、対中東欧諸国への金融FDIを投資国別に見た場合、EUコア諸国(ドイツ・オーストリア)の比率が高いのに対し、バルト3国のエストニア・ラトビアへの金融FDIでは北欧諸国(スウェーデン・フィンランド)の比率が高いという。 [↑](#footnote-ref-14)
15. 2007年9月、ルノー日産はモロッコ北部に位置するタンジェ・フリーゾーンに年産40万台レベルの新工場の設立を発表した。詳細は、高﨑(2010)および(2011)を参照されたい。 [↑](#footnote-ref-15)
16. Dean(2009), 861頁参照。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 2001年、Royal Marocaine d’Assuranceは、仏系GANグループの現地子会社であったAl Wataniyaと合併した。現在、モロッコの保険セクターにおいてシェア第一位(23%)のRMA Al Watanyaとなっている。 [↑](#footnote-ref-17)
18. ANIMA Invest in med Press release, various issuesより。 [↑](#footnote-ref-18)
19. 川本(1995)は、こうした海外展開を行う多国籍銀行業を「ホスト・カントリーバンキングの展開」として考察している。 [↑](#footnote-ref-19)
20. 田中・長部・久保・岩田 (2006)、195～199頁参照。 [↑](#footnote-ref-20)
21. 伊鹿倉(2002)では、中南米地域に焦点をあて、90年代後半以降の米系・スペイン系銀行による現地について詳細に検討している。 [↑](#footnote-ref-21)
22. BIS統計の利用方法については、川本(1995)、川本・小山(2006)等を参照。 [↑](#footnote-ref-22)
23. 伊鹿倉(2004)、31頁。 [↑](#footnote-ref-23)
24. ワッタナワリン(2010)。 [↑](#footnote-ref-24)
25. 川本・小山(2008)、210頁。 [↑](#footnote-ref-25)
26. Hufbauer and Brunel(2008)。 [↑](#footnote-ref-26)
27. 2004年にモロッコで始めてタンジェにオフショア銀行が誕生。タンジェ・フリーゾーンには、オフショアゾーンが形成され、海外の銀行の誘致に力を入れている。 [↑](#footnote-ref-27)
28. Bank Al-Magrib (2008)。 [↑](#footnote-ref-28)
29. Bank Al-Magrib (2008),p.51。 [↑](#footnote-ref-29)
30. モロッコ郵政公社の887支店を含む。しかし、支店のほとんどがカサブランカやラバトなどの都市に集中しており、地方でのリテール業務の拡大が今後の課題である。Bank Al-Magrib, *Rapport Annue*lより。 [↑](#footnote-ref-30)
31. The Banker, various issuesより。 [↑](#footnote-ref-31)
32. Bank Al-Magrib*, Rapport Annue*l, plusieurs annéesより。 [↑](#footnote-ref-32)
33. The Banker, various issuesより。 [↑](#footnote-ref-33)
34. Crédit du MarocのHP、広報資料より。 [↑](#footnote-ref-34)